



令和元年度 教育委員会 第5回定例会 議案

- 1 日 時 令和元年7月3日(水) 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員会議室
- 3 報告事項
- 4 閉 会

第5回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	監査結果に対する措置状況の報告	1
配 布 報 告	監査結果に関する報告	5
	不正競争防止法等の改正に伴う教育委員会規則等の一部改正について	6
	県への不当利得返還請求権行使等請求事件訴訟の判決	7

報告事項 1
(件 名)

令和元年 7 月 3 日

監査結果に対する措置状況の報告

(財務課)

平成 30 年度第 5 回の監査結果（平成 31 年 3 月 27 日付通知）における指摘（2 件）、注意（1 件）に対する各所属の措置状況について、6 月 27 日監査委員へ報告した。

<指摘>

対 象 機 関	件 名	詳細
東部の県立高等学校、 校名は非公表	わいせつ行為の発生	別紙 1
西部の県立高等学校、 校名は非公表	生徒へのセクシュアル・ハラスメント行為及 び不適切な行為の発生	別紙 2

<注意>

対 象 機 関	件 名	詳細
教育総務課	障害者雇用率算定に関する不適切な取扱い	別紙 3

※ 詳細は次ページ以降を参照

(別紙1)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部の県立高等学校、校名は非公表	平成31年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 わいせつ行為の発生</p> <p>3 内 容 東部の県立高等学校の教諭は、平成30年の1月上旬、8月上旬及び下旬、10月下旬に行われた、顧問をしている部活動の合宿や大会の際に、宿泊していた各ホテルの部屋において、毎回、部員である1人の特定女子生徒と2人きりとなり、身体接触を伴う不適切な指導を行うとともに、指導に乗じてわいせつ行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成31年2月5日、「コンプライアンス委員会」を行い、本校の再発防止の取組みについて説明し、外部の方からの意見をいただきました。</p> <p>本件は、顧問教諭が生徒の人権を軽んじてわいせつな行為に及んだこと、さらに教職員が、わいせつ行為を絶対に防止するという組織となっていなかったことに原因があります。このことを受け、令和元年度から次の取組みを実施することにより、再発防止に努めてまいります。</p> <ol style="list-style-type: none">1 「不祥事根絶取組計画」を見直し、全教職員一人ひとりが考え、意見を出し合う研修を計画します。2 全ての教職員及び生徒が、人権に対する高い意識を持つことを目指し、生徒一人ひとりの人権を尊重することの大切さについて、教員と生徒がともに学ぶ講演会を実施します。3 教職員研修会や、授業改善のための授業参観等において、教科・分掌外の事でも、お互いに意見を言い合える場をつくり、それらを通して「風通しのいい職場環境づくり」に取り組めます。4 学年主任、課長等、集団をまとめる教員から、定期的な教員情報の把握を行います。5 部活動の活動状況や、教職員一人ひとりの業務量・遂行状況を、管理職が月一回確認し、働き方について助言し、面談する機会を作り、個人的な悩みや問題の把握に努めます。 <p>さらに、特定の生徒に偏った指導がされていないか、生徒の不公平感がないか情報収集をします。</p> <ol style="list-style-type: none">6 教育相談が必要な生徒に対する、職員の窓口を広げる取組み（教科、生活、部活動、進路等の面接の実施）を行います。7 コンプライアンス委員会、学校評議員会、PTA等外郭団体に情報発信をし、外部の視点から学校教育活動（特にコンプライアンスの取組み）についての意見を求め、改善に努めます。8 学校行事、業務の見直しを行い、多忙化の解消を図り、お互いに意見交換ができる余裕を生み出します。	

(別紙2)

監査対象機関	監査結果報告年月日
西部の県立高等学校、校名は非公表	平成31年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 生徒へのセクシュアル・ハラスメント行為及び不適切な行為の発生</p> <p>3 内容 西部の県立高等学校の教諭は、平成29年8月、自身が顧問を務める部活動の合宿中に、女子生徒1人に対し、深夜にLINEで呼び出し、合宿所の食堂付近において、自分が飲んでいて酒を飲ませ、女子生徒を抱きしめる、太ももに触るなどのセクシュアル・ハラスメント行為等を行った。</p> <p>さらに、平成30年8月、同部活動の別の女子生徒に対し、執拗にLINEで映画に誘う、合宿中の深夜にLINEで呼び出す、酒の画像を送るなどの不適切な行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 平成30年12月6日、緊急職員会議で校長から処分内容及び自主退職に至る経過を説明し、生徒や保護者の信頼を得る積み重ねをしているかの振り返り及び信頼を高めるためどうすればいいかを考えるよう教職員に求めました。</p> <p>2 平成30年12月19日の職員会議では、本校で実際にあったヒヤリハット事例を挙げ、日頃の何気ない行為に潜む危険性を指摘し、各自の意識向上を図りました。また、今回の事案が「慣れ」「独善」「錯覚」によるものと分析をし、教職員自身の振り返りと日常において自戒をすることを求めました。</p> <p>3 平成31年1月25日の職員会議では、「生徒の信頼を得て生徒の力を伸ばすには」をテーマに教員側の姿勢の在り方、授業の大切さを再確認し、各自の意識向上と実践を求めました。</p> <p>4 朝の打合せ等で他の懲戒処分事案を取り上げ、コンプライアンス通信「信頼にこたえる」を配布し、不祥事根絶に対する教職員の意識の高揚を図るとともに、綱紀の厳正保持に努めました。</p> <p>5 平成31年4月3日、新年度にあたり、教職員の異動もあったことから、職員会議で昨年度の事案について概要を説明しました。また、事案発覚以来、どのような対応（生徒たちを守るための教職員への指示、振り返りと意識の向上、日頃の行為に潜む危険性の具体的共有、教育の重要性の再確認及びお互いを大切にする雰囲気づくりと規範意識の向上）を積み重ねてきたかを具体的に確認し、その継続を教職員に改めて求めました。</p> <p>6 同日の職員会議で、今回の事案を受けて、宿泊を伴う部活動の活動について、事前把握の徹底と共有を図るため、実施日2週間前までに管理職への具体的内容の報告と相談を行い、校長の了解を得た後、保護者宛通知等の起案をすることにしました。また、実施後は、復命の充実（校外活動時）又は報告書（校内合宿時）の提出という手続きを、再確認し徹底を求めました。</p> <p>7 平成31年4月16日、朝の打合せで前日配信された教育長の不祥事根絶に向けたメッセージ「教職員の皆様へ」について説明し、一読と初任時の強い志の持続や生徒との信頼関係の構築等の投げかけを各自確認することを求めました。</p> <p>8 平成31年4月26日、職員会議で4月15日に県から送付された「静岡県教育委員会の処分事例」を用いて注意喚起を行い、県から出されているSNSのルール等の通知を基に再確認するなどコンプライアンスの徹底を図りました。</p> <p>今後も職員会議や朝の打合せ等において、教育の重要性を再確認し、教職員全員の規範意識のさらなる向上と真摯な取り組み、法令順守の姿勢を継続的に強く求めていきます。</p>	

(別紙3)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課	平成31年3月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 障害者雇用率算定に関する不適切な取扱い</p> <p>3 内 容 平成30年6月、障害者である職員の雇用状況を算定する際、障害者手帳による確認が必要であるにもかかわらず、手帳の確認ができた者の他に、身体障害者福祉法施行規則別表の「身体障害者障害程度等級表」による障害の程度が1級から6級に該当すると独自に判断した者を障害者数に算定していたため、誤った障害者雇用率を厚生労働省に報告していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>県教育委員会では、平成29年6月1日現在で報告した平成29年度の障害者任免状況通報書及び平成30年6月1日現在で報告した平成30年度の障害者任免状況通報書について再調査を実施しました。</p> <p>この再調査については、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に基づき、所属職員への説明や同意書の提出等について手続要領を作成し、その要領に沿った調査を全所属に徹底しました。</p> <p>また、再調査に合わせて障害者の雇用状況の算定根拠となる同意書及び障害者手帳の写しを教育総務課に集約することとし、一元的に管理することで雇用率算定の適正な手続きを実施する環境を整えました。</p>	

監査結果に関する報告

(財務課)

令和元年度第 1 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和元年 6月 26日に、今年度、第 1 回目の監査結果の報告があった。
今回は、令和元年 6月 12日に実施した県立学校等 5 所属の定期監査についての報告で、教育委員会については、1 件の指摘、2 件の注意が付された。

<指摘 1 件>

監査箇所	指摘等事項	
掛川東 高等学校	件名	自家用車の不適切な公務使用による加害事故の発生
	内容	平成 30 年 8 月、男性教諭は部活動の引率に当たり、自家用車への生徒の同乗は認められていないにもかかわらず生徒を同乗させた。また、その際、宿泊先の駐車場で乗車しようと車両の傍らにいた女子生徒の右足に後輪を乗りあげ、怪我を負わせた。

<注意 2 件>

監査箇所	指摘等事項	
沼津聴覚特 別支援学校	件名	交通加害事故（人身事故）の発生
	内容	平成 30 年度に、通勤途上における交通加害事故（人身事故）が 2 件発生していた。
西部特別 支援学校	件名	交通加害事故（人身事故）の発生
	内容	平成 30 年度に、通勤途上における交通加害事故（人身事故）が 2 件発生していた。

2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和元年 9 月 26 日までに監査委員へ報告する。

(件名)

不正競争防止法等の改正に伴う教育委員会規則等の一部改正について

(教育総務課)

1 概要

- 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和元年7月1日より、規則等の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更する改正を行った。
- 今回の改正は、法律の改正に伴う必然的かつ形式的なものであることから、「軽易な改正」に該当するものとして、専決処理により行った。

2 対象規程

教育委員会規則 計13件

静岡県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	静岡県立学校管理規則
静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則	静岡県立中学校学則
静岡県立学校授業料等徴収規則	静岡県立高等学校学則
教育職員の免許状に関する規則	静岡県立特別支援学校学則
教育職員の免許状の更新手続等に関する規則	静岡県における技能教育施設の指定の申請等に関する規則
静岡県総合教育センターの管理及び使用料に関する規則	静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則
学校教育法施行細則	

- ・その他、訓令 3 件及び告示要綱 4 件について同様の改正を行った。

県への不当利得返還請求権行使等請求事件訴訟の判決

(教育総務課)

職務外非違行為（県バスケットボール協会の使途不明金関係）をしたとして、県に対して教諭に給与の返還請求を行うことを求めた訴えについて、令和元年 6 月 27 日、静岡地裁において、原告の請求を棄却する判決があった。

1 当事者

原告 桜井建男（静岡市葵区南安倍）、訴訟代理人弁護士 藤森克美
被告 静岡県知事 川勝平太
訴外 県立清水東高等学校 教諭 三浦昭彦

2 請求の趣旨

- (1) 被告静岡県知事は、訴外教諭に対し、金180万円（教諭に支払われた給与の概算）を静岡県に支払うよう請求せよ。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 請求の原因（要旨）

訴外教諭は、現職の県立高校の教員であり、平成11年当時、第18回女子アジアバスケットボール選手権大会の大会役員（財務委員会副委員長）として、他の大会役員等と共謀して私文書偽造・同行使、詐欺を犯した。また、訴外教諭は県バスケットボール協会の副理事長として、同協会の規程に反した会計処理や意思決定をなし、平成22年度に使途不明金を発生させた。

教育委員会は、平成29年1月又は2月に当該事実を覚知しており、3月1日付けで訴外教諭に対し免職又は停職の処分を行うべきところ、これを怠ったことにより、訴外教諭に対する給与が支給され、県は支給された給与と同額の損害又は損失を蒙った。

4 判決

(1) 主文

原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 理由（要旨）

訴外教諭について、地方公務員法29条1項柱書及び同項3号の「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当すべき事情があったとまで認めることができない。静岡県教育委員会が訴外教諭について懲戒処分をしなかったことが、著しく合理性を欠くとは解しえず、訴外教諭に対する給与の支出が財務会計法規上の義務に違反してなされた違法なものということとはできない。

5 その他

控訴された場合に備えて、準備を進めていく。なお、控訴期間（2週間）中に控訴がなければ、判決は確定する。